



ミャンマー情勢アップデート(2月12日) 執筆者: 湯川 雄介、中島 和穂、五十嵐 チカ

2021年2月1日に発生したミャンマー国軍による政権掌握を受け、米国バイデン大統領は、即日、「同国の民主化進展の逆行により、米国は直ちにわが国の制裁法を再検討の上、適切な措置を取らざるを得ない」との声明を出し、米国が2016年以降解除していたミャンマー向け経済制裁を復活させるかどうか、注目されておりました。

同年2月10日、バイデン大統領は、ミャンマー関連の制裁に関する大統領令¹(以下「大統領令」といいます。)に署名し、同11日、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control。以下「OFAC」といいます。)は、大統領令に基づき、ミャンマーの軍事関係者や企業等を、資産凍結等の制裁対象となる個人や組織等のリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List。以下「SDN リスト」といいます。)に掲載しました。

また、同日、米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security。以下「BIS」といいます。)は、ミャンマーの軍関係当局に対する輸出、及び、ミャンマーが米国の友好国であることを理由に認められてきた機微度の高い貨物、ソフトウェア及び技術(以下併せて「品目」といいます。)のミャンマーへの輸出規制を強化することを公表しました²。

1. ミャンマーに対する制裁措置

(1) 米国制裁法の枠組み

米国制裁法は、大きく、①イラン・北朝鮮等に関する制裁プログラムで見られるような特定の国との取引規制(国ベース)、又は、特定の個人・団体との取引規制(リストベース)に分類でき、さらに、②米国人又は米国原産品が関係する取引を対象とした一次制

¹ 原文: https://home.treasury.gov/system/files/126/burma_eo_20210211.pdf

² <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/02/us-commerce-department-restricts-licensing-sensitive-exports-burmas>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

裁(primary sanctions)、又は、非米国人による米国外で行われる取引を対象とした二次制裁(secondary sanctions)に分類することもできます。

今回の大統領令は、SDN リストを用いた取引規制ですので、リストベースの規制に該当します。

また、今回の大統領令が二次制裁まで想定したものか否かは現時点では明らかではなく、今後 OFAC の執行方針について動向を見守る必要がありますが、同盟国との協調を重視するバイデン政権の方針を考えれば、ミャンマーのみならず、同盟国のビジネスにも影響を与える二次制裁には踏み込まず、同盟国に対しても同様の制裁発動を促した上で、米国自身の制裁としては、一次制裁に留まる可能性があります。但し、日系企業による取引であっても、米国原産品や米ドル建ての支払等、何らかの「米国接点」(U.S. nexus)が有する場合には、一次制裁が適用されることに留意が必要です。

(2) 大統領令の概要

(a) 概要

大統領令は、ミャンマー国軍が 2020 年 11 月のミャンマー総選挙により民主的に選ばれた政権を受け入れず、民主的政権の指導者等を不当に拘束して軍事による政権掌握に踏み切った状況は、「米国の国家安全保障と外交方針にとって異例かつ甚大な脅威」にあたり、当該脅威に対する国家としての緊急事態を宣言しました。そして、制裁対象者について①米国内資産の凍結や、②米国への入国禁止等を定めています。

(b) 制裁対象となりうる者

大統領令は、財務長官が、国務長官と協議の上で、下記のいずれかに該当すると判断する個人又は組織について、米国内で保有する資産や権益を凍結し、これらの資産や権益の移転、支払、輸出、払戻等を原則として禁止³し、米国への入国も原則として禁止しています。

- (i) ミャンマー経済における軍事セクター、又は、財務長官が国務長官と協議の上で決定するミャンマー経済の他のセクターに従事する者
- (ii) ①ミャンマーの民主的プロセス又は組織を阻害し、②ミャンマーの平和・安全・安定を脅かし、③ミャンマー国民の表現・集会の自由を禁止、制限若しくは処罰し、インターネット・報道等へのアクセスを制限し、又は、④ミャンマー国民の恣意的な拘束若しくは拷問又はその他の重大な人権侵害に、直接又は間接に関与し、あるいは関与を試みた者
- (iii) 次の組織のリーダー又はその従事者：①ミャンマー国軍又はそれを承継する組織、②2021 年 2 月 2 日以降のミャンマー政府、③当該リーダー又はその従事者の任期に関連して、上記(ii)記載のいずれかの行為に関与した組織又はそのメンバーが当該行為に関与した組織、④当該リーダー又はその従事者の任期に関連した活動の結果として大統領令に基づき資産又は権益が凍結された組織
- (iv) ミャンマー政府の下部組織、代理機関又は代行機関
- (v) 大統領令に基づき資産又は権益が凍結された者の配偶者又は成人した子
- (vi) 大統領令に基づき資産又は権益が凍結される者に対し、重要な支援又は援助、あるいは経済・物資・技術面での支援等を提供した者
- (vii) ミャンマー国軍若しくは治安部隊又は大統領令に基づき資産又は権益が凍結される者によって、直接又は間接に支配される者、あるいは、それらの者のために活動し若しくは活動したとされてきた者

(3) 大統領令に基づく SDN リスト掲載者

OFAC は、大統領令に基づき、個人 8 名及び法人 3 社を SDN リストに掲載しました。また、既に SDN リストに掲載されていた個

³ 法令・規則等に別段の定めがある場合や、ライセンスを得た場合は例外とされています。

人 2 名については今回の政変が制裁の理由として追加されました。リスト掲載者は【別紙】記載のとおりです⁴。

上記(2)(b)(vi)のとおり、制裁対象者に対して重要な支援等を行う者も SDN リストに追加される可能性がありますので、自社の合弁相手、顧客、サプライヤーに制裁リスト対象者が含まれないかという点の確認が重要です。

上記(2)(b)(vii)のとおり、SDN リストに掲載された者のみならず、それらの者が支配する者も同様に制裁対象となります。従前、SDN リストによる制裁は、いわゆる「50%ルール」が採用され、一名又は複数名の SDN リスト掲載者が直接又は間接に 50%以上保有する者についても制裁対象となるとされていました。今回の大統領令について OFAC が公表する指針を待つ必要がありますが、取引相手の株主に SDN リスト掲載者が含まれているか否かの確認が必要となることを見込まれます。

2. ミャンマーに対する輸出規制強化

米国では、BIS が米国輸出管理規則(Export Administration Regulations。以下「EAR」といいます。)に基づき、主としてデュアルユース(民生用及び軍事用の双方に用いられるもの)の米国原産品目の輸出、再輸出又は国内移転(以下「輸出等」といいます。)を規制しています。EAR は、米国からミャンマーへの輸出のみならず、米国から第三国(例えば、日本)に輸出された米国原産品目が他国の品目に組み込まれてミャンマーに輸出される取引(いわゆる再輸出)も規制することに留意する必要があります。

EAR は、上記規制対象品目について、①米国の外交政策や安全保障上脅威となる特定の仕向地・用途・需要者等への輸出等について BIS の事前許可取得を義務づけたり、禁止するというように、「用途や需要者」の観点から規制するとともに、②品目自体の機微度が高いものについて、商務省規制品目リスト(Commerce Control List、CCL)に掲載し、規制理由と仕向国に応じて、当該品目の輸出等について BIS の事前許可を取得する義務を課すという「品目の機微度」の観点からの規制を掛けています。

まず、上記①に関して、BIS は、2 月 11 日の公表において、ミャンマー軍関係当局(国防省、内務省、国軍及び治安維持部隊)への機微度の高い品目の輸出等の規制を強化し、今後これらの軍関係当局への輸出許可申請について原則として許可しない方針(a presumption of denial)を公表しました。

また、BIS は上記②の「品目の機微度」の観点からの規制についても強化しました。上記②の規制は、特定の仕向地や用途の条件を満たす場合、BIS から事前許可を取得する義務を免除する許可例外制度が存在し、旧自由主義圏諸国の友好国グループへの輸出等と旧共産圏諸国等を含む懸念国グループへの輸出等では、許可例外が適用される範囲が異なります。ミャンマーは、これまで友好国グループに分類され、幅広い許可例外が認められていました。BIS は、2 月 11 日の公表において友好国グループとしての許可例外の取扱いを停止すると公表しました。

上述のとおり、EAR は再輸出も規制しており、日系企業がこれまで行ってきたミャンマー向けの輸出品目に米国原産品目が含まれ、ミャンマーへの輸出が EAR の規制対象となっている場合、今回の規制強化により今後輸出できなくなる可能性があります。まず、上記①の観点からは、輸出品目のエンドユーザーのチェックが重要です。また、上記②の観点からは、輸出品目に含まれる米国原産品目の特定や許可例外への依拠の有無を確認することが重要となります。

3. 今後の動向

大統領令は、制裁対象となりうる者として、軍事関係者のみならず軍事関係企業を含んでおり、今後、財務長官が国務長官と協議の上で必要と判断すれば、SDN リストに掲載される者がさらに追加される可能性があります。

また、大統領令では、財務長官に対し、ミャンマー向け制裁に関する規則等の制定権限を授権していますので、OFAC が規則の

⁴ <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20210211>

制定、解釈ガイドラインの公表、あるいはFAQの追加といったアクションをとることが予想されます。

さらに、BISは、米国の安全保障又は外交政策上の懸念のため米国原産品目の輸出等にはBISの許可が必要となる企業のリスト(Entity List)に、ミャンマー企業を追加したり、軍事・諜報用途や軍事・諜報ユーザー向けの輸出等の規制対象国にミャンマーを追加することを検討すると述べています。そのため、米国原産品目を扱う場合には、用途や需要者を検証すべき範囲が今後広がる可能性があります。

以上の米国による制裁や輸出規制の強化は、日系企業の関わる取引においても重大な影響があり得るため、今後の動向についても引き続き注視し、慎重に対応を進める必要があります。また、欧州等における制裁の今後の動向についても留意する必要があります。

【別紙】

■ SDN リストに追加掲載された個人等

AUNG, Ye, Burma; DOB 08 Jun 1960; POB Chauk, Burma; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

DWE, Aung Lin (a.k.a. DWAY, Aung Lin), Burma; DOB 31 May 1962; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

HTUT, Soe, Burma; DOB 1960; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

OO, Mya Tun, Burma; DOB 04 May 1961; alt. DOB 05 May 1961; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

OO, Ye Win, Burma; DOB 21 Feb 1966; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

SAN, Tin Aung, Burma; DOB 16 Oct 1960; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

SWE, Myint, Burma; DOB 24 May 1951; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

WIN, Sein, Burma; DOB Jul 1956; POB Pyin Oo Lwin, Burma; Gender Male (individual) [BURMA-EO].

■ SND リストに追加掲載された法人・組織等

CANCRI GEMS & JEWELLERY CO., LTD. (a.k.a. CANCRI GEMS & JEWELLERY COMPANY LIMITED; a.k.a. CANCRI GEMS AND JEWELLERY CO., LTD.; a.k.a. CANCRI GEMS AND JEWELLERY COMPANY LIMITED; a.k.a. PHU SHA STAR), Burma; Company Number 113099127 (Burma) issued 24 Jul 2012 [BURMA-EO].

MYANMAR IMPERIAL JADE CO., LTD. (a.k.a. MYANMAR IMPERIAL JADE GEMS & JEWELLERY CO., LTD.; a.k.a. MYANMAR IMPERIAL JADE GEMS & JEWELLERY COMPANY LIMITED; a.k.a. MYANMAR IMPERIAL JADE GEMS AND JEWELLERY CO., LTD.; a.k.a. MYANMAR IMPERIAL JADE GEMS AND JEWELLERY COMPANY LIMITED), Burma; Company Number 176227869 (Burma) issued 13 Sep 1996 [BURMA-EO].

MYANMAR RUBY ENTERPRISE (a.k.a. MYANMAR RUBY ENTERPRISE GEMS & JEWELLERY CO., LTD.; a.k.a. MYANMAR RUBY ENTERPRISE GEMS & JEWELLERY COMPANY LIMITED; a.k.a. MYANMAR RUBY ENTERPRISE GEMS AND JEWELLERY CO., LTD.; a.k.a. MYANMAR RUBY ENTERPRISE GEMS AND JEWELLERY COMPANY LIMITED), Burma; Company Number 100941821 (Burma) issued 14 Feb 1996 [BURMA-EO].

■ SDN リストの掲載内容が変更された個人・法人・組織等

HLAING, Min Aung, Burma; DOB 1956; Gender Male (individual) [GLOMAG]. -to- HLAING, Min Aung, Burma; DOB 03 Jul 1956; POB Dawei, Burma; Gender Male (individual) [GLOMAG] [BURMA-EO].

WIN, Soe, Burma; DOB 01 Mar 1960; Gender Male (individual) [GLOMAG]. -to- WIN, Soe, Burma; DOB 01 Mar 1960; Gender Male (individual) [GLOMAG] [BURMA-EO].



ゆ かわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@nishimura.com

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia-Pacific および Chambers Global において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。



なかじま かずほ
中島 和穂

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k.nakajima@nishimura.com

2001年東京大学法学部第一類卒業、2002年弁護士登録、2009年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2010年ニューヨーク州弁護士登録。2009-2010年ニューヨークのワイル・ゴッチャル&マンジズ法律事務所勤務、2016-2019年ドバイ駐在員事務所代表。M&A、国際取引、規制対応、訴訟・紛争を中心とする企業法務全般を支援している。世界各国に拠点を有する企業の統合、地政学的なリスクを抱える中東への進出案件、M&Aの価格調整における巨額の仲裁案件等、様々な論点が複雑に絡む案件の経験が豊富。

近時は、米中対立や人権とビジネスに関する国際社会の関心の高まりを踏まえて、経済制裁や輸出規制等、安全保障や人権の観点からの規制を受ける商取引に多数関与している。

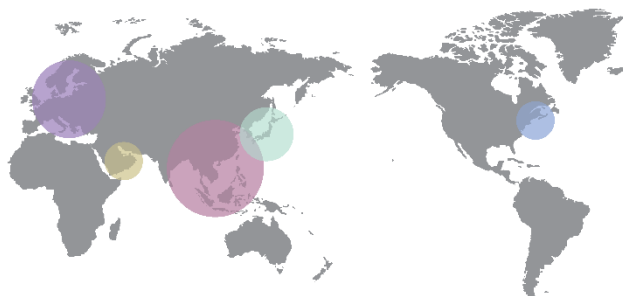


いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
c.igarashi@nishimura.com

1993年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部(ニューヨーク)執務。1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。金融規制、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(AML/CFT)対策、経済制裁等に係る体制構築や当局対応を中心に、日系企業におけるグローバル・コンプライアンスおよびガバナンスに関する助言を幅広く提供している。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwalts-gesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwalts-gesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

ドミニク・クルーゼ

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@nishimura.com

パートナー 小原英志

下向智子

タイパートナー* Chavalit Uttasart

(SCL Nishimura)

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

木下清太

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 前田敏博

代表 野村高志

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

イカンダ・ダーヤント*

ご案内:シンガポール法律事務所である Bayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

ベトナムパートナー* Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。